

税務行政におけるDX

～事業者のデジタル化促進に向けて～

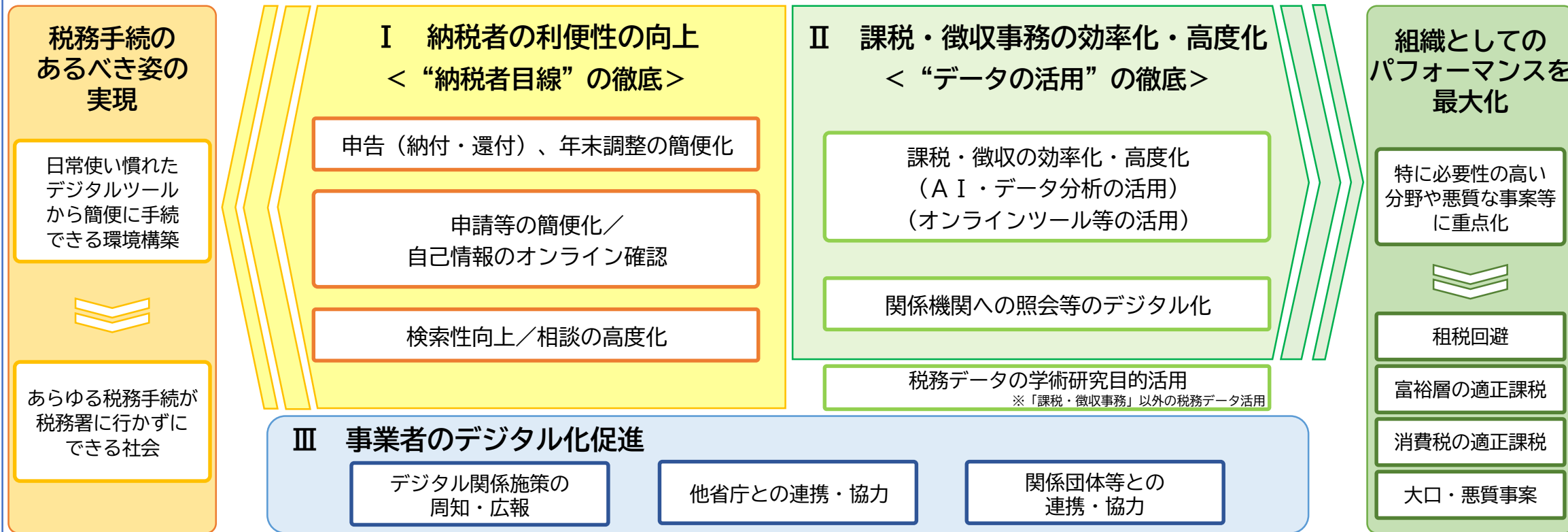
令和6年2月

仙台国税局 総務部 企画課



- ◆ 税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組みます。
- ◆ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。
 - ➔ 国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献します。

税務行政の将来像



「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献

- * 納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。
- * デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。
- * 将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。

I 納税者の利便性の向上

- 「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて（自宅からのe-Taxの利用について）
 - 給与情報等の自動入力の実現（申告手続の簡便化）
 - 申告に必要なデータを自動的に取り込むことで、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の実現
- キャッシュレス納付の推進

III 事業者のデジタル化促進

- 事業者の業務のデジタル化について
 - クラウド会計ソフトや証憑管理ソフト導入による中小企業のDXの事例
 - 電子帳簿等保存制度の普及・促進
 - デジタルインボイスの普及
 - IT導入補助金等の活用

「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて（自宅からのe-Taxの利用について）

- ◆ 国税庁では「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて、確定申告の手続がより簡単・便利になるよう取り組んでいます。
- ◆ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力することで、所得税及び消費税申告書の作成ができ、作成した申告書をそのままe-Taxにより送信できます。
- ◆ また、所得税申告書の作成の際に、マイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携していただきますと、控除証明書などのデータを申告書へ自動入力（マイナポータル連携）できるので、集計や入力の手間が不要になります。
- ◆ なお、マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録など、事前準備が必要です。令和5年分確定申告（令和6年1月以降）をスムーズに行うためにも、お早めの準備をお願いします。

1 e-Taxの5つのメリット

- 税務署への持参不要
- 印刷・郵送料不要
- 添付書類提出不要
※一部の書類は除きます
- 確定申告期間中は24時間利用可能
※メンテナンス時間を除きます
- 早期還付（3週間程度で還付）

e-Taxをご利用の方は…

パソコン・スマホ申告は
ICカードリーダーが不要です

マイナポータルアプリを
インストールするだけ！



2 マイナポータル連携について

- 「マイナポータル連携」とは、所得税確定申告の手続などにおいて、マイナポータル経由で、控除証明書などのデータを一括取得し、申告書の該当項目へ自動入力する機能です。
- 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、この機能をご利用できます。

※マイナンバーカードを利用してe-Taxで確定申告書を提出する場合があります。



3 インボイス発行事業者の方へ

- 適格請求書（インボイス）発行事業者の登録を受けた方は、消費税の申告が必要です。
- 「確定申告書等作成コーナー」では、消費税申告書の作成・e-Tax送信にも対応しています。是非ご利用ください。

インボイス登録をされた **事業者のみなさま**

インボイス発行事業者は消費税の申告が必要です
※課税売上高が1,000万円以下の場合も申告が必要です

2割特例 新たに課税事業者になった方には、売上金額を集計すれば、手軽に納税額が計算できる特例もあります

令和5年度税制改正関係
インボイス関連

給与情報等の自動入力の実現（申告手続の簡便化）

- ◆ 国税庁では、申告納税制度のもとで、確定申告に必要なデータを申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の実現を目指し、自動入力の対象拡大に取り組んでいます。
- ◆ 令和6年2月からは、給与情報についても自動入力を実現していますが、まずは、事業主の方がe-Taxで提出した「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象となります。
- ◆ 事業主の皆様におかれましては、従業員の方が給与情報の自動入力を利用できるよう、e-Taxでの「給与所得の源泉徴収票」の提出等にご協力をお願いします。

1 将来イメージ

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択

所得税を自動で計算しますか？

はい（自動で計算）

自分で入力

データを自動反映

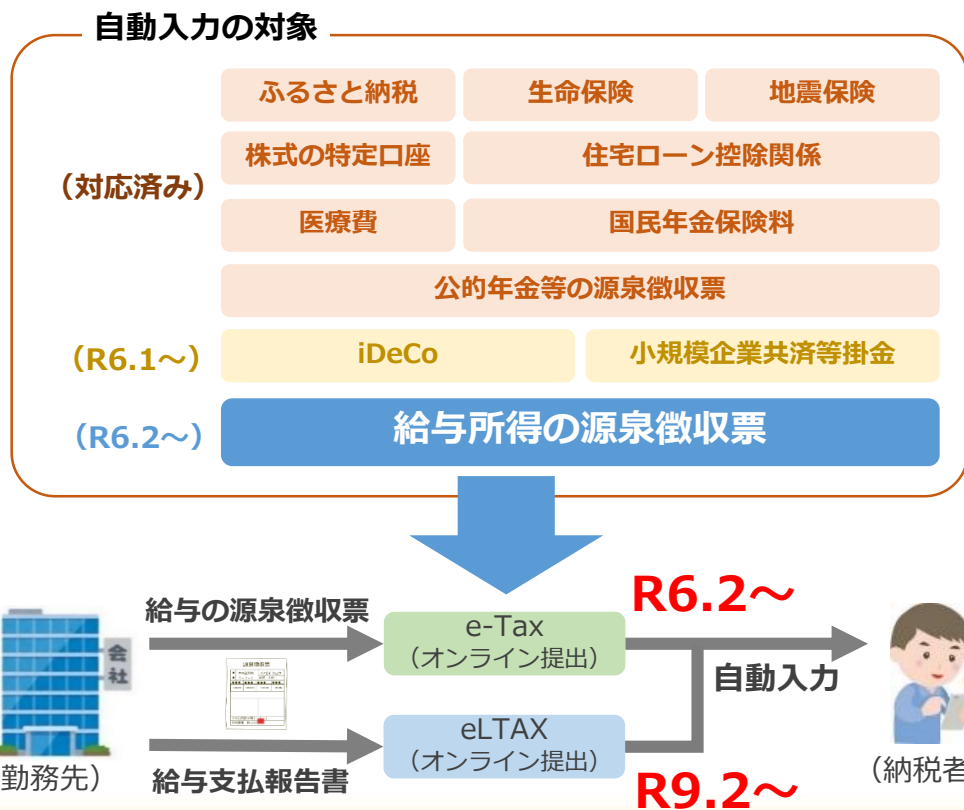
還付金は3,000円です。
 (あなたの所得)
 給与 2,400,000円
 年金 600,000円
 (所得控除)
 生命保険料 120,000円
 もっと見る

(振込先)
 登録済口座 その他

上記内容を確認の上、申告

- ③ 内容を確認の上、申告

2 給与情報の自動入力の実現



(※) 令和9年以降、地方公共団体に提出された給与支払報告書のデータが国（国税当局）に連携される（令和5年度税制改正）

3 事業主の皆様へ

事業主の皆様が、給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、給与所得の情報が自動で入力されるようになります！

※令和6年1月以降に提出する給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
 ※従業員の方が令和6年2月上旬以降に国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際にご利用になります。

事業主の皆様へお願い

Point ①

事業主の皆様からe-Taxで提出された給与の源泉徴収票が自動入力の対象となります。

Point ②

税務署への給与の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、500万円以下の給与に係る源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象となります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。



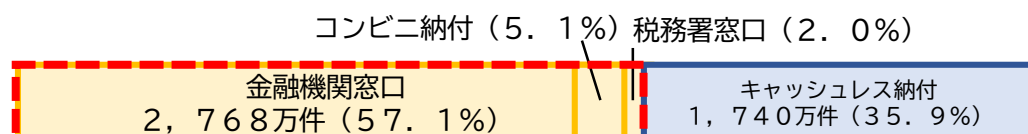
(国税庁HP)
[「給与所得の確定申告がさらに簡単に！」](#)

キャッシュレス納付の推進

- ◆ 国税庁では、キャッシュレス納付について、令和7年度までにキャッシュレス納付割合4割を目指して利用拡大に取り組んでおり、納付にあたりましては、①ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）、②インターネットバンキング、③スマホアプリ納付、④クレジットカード納付、⑤振替納税といった多様な納付手段から、自身にあった納付手段をご利用いただけます。
- ◆ 未だキャッシュレス納付を利用されていない場合はぜひご利用ください。
- ◆ 特に納付回数の多い源泉所得税のキャッシュレス納付の利用をお願いします。

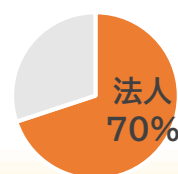
1 国税の納付の現状

・ 国税の納付件数（手段別内訳：令和4年度）

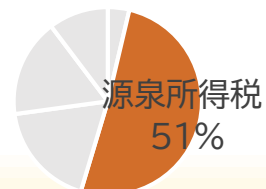


非キャッシュレス納付件数は、「法人」の「源泉所得税」が大宗を占める

【人格別】



【税目別】



2 国税庁の取組

ダイレクト納付が更に便利になります！

- ・ 令和5年度税制改正により「ダイレクト納付の利便性の向上」について措置されました。
- ・ 令和6年4月1日以降、e-Taxで電子申告を行う際に、納税についてダイレクト納付する意思表示を行うことで、改めて納付指図等を行うことなく、法定納期限^(※)に自動で口座引落しを行えるようになります。
※ 法定納期限当日に電子申告を行った場合はその翌取引日

キャッシュレス納付に関する情報紹介（e-Tax・国税庁HP）

源泉所得税の「ダイレクト納付」
手順マニュアル



国税のキャッシュレス納付
手段の紹介

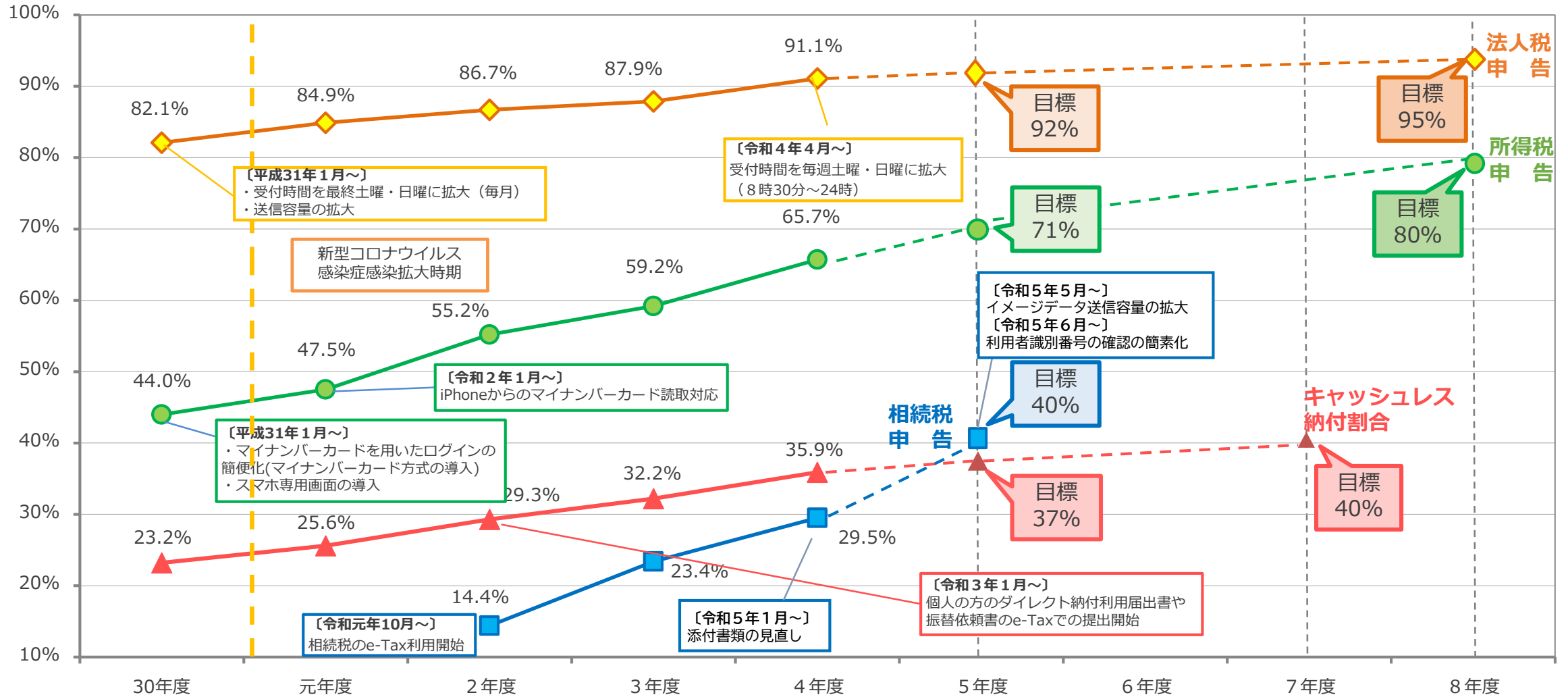


（参考）納税証明書のオンライン取得

- ・ 納税証明書については、パソコンやスマートフォン等から、オンラインで請求し、データ（電子納税証明書）で取得することができます。
- ・ 電子納税証明書（PDFファイル）は期限内であれば何度でも印刷・使用が可能です。

e-Tax利用拡大の推進について

- ◆ 国税庁では、納税者利便の向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Taxの利用拡大を推進しています。
- ◆ 国税に関する全ての申告や申請については、原則としてオンラインで手続きができるようになっています。
- ◆ e-Tax利用率は順調に増加していますが、中期的なオンライン利用率目標を設定し、更なる向上を目指しています。
- ◆ 手続きいただく皆様の利便性の向上にもつながるものですので、積極的にe-Taxをご利用いただくようお願いします。



※ 所得税申告は、確定申告会場で申告書を作成しe-Taxで提出した分を含みます。

ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）

ダイレクト納付の申込をすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落により納付する方法です。



- ◆ ダイレクト納付とは、e-Taxにより申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は指定した期日に、口座引落としにより国税を電子納付する手続です。
- ◆ ご利用に当たっては、事前にe-Taxの利用開始手続を行った上、税務署又は利用される金融機関に専用の届出書を書面で提出していただく必要があります（個人の方は、専用の届出書をオンラインで提出することもできます）。

ダイレクト納付を始めるには？

- ✓ ダイレクト納付が利用できる金融機関に預貯金口座があること

利用可能金融機関 ▶



- ✓ (初めての方は) e-Taxの利用開始手続からスタート！

- ✓ 国税のダイレクト納付利用届出書を提出！
個人の方はオンラインで届出書の提出ができます。

詳細はこちら ▶



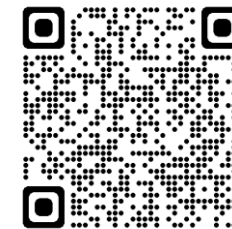
※ 利用開始まで、書面提出では約1か月、オンライン提出では約10日程度の期間が必要です。

ダイレクト納付の利用方法

- 1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼データを送信する
- 2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する
- 3 「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する
※ ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
※ 「納付日を指定される方」は指定した日の午前中に振替が行われます。
- 4 納付状況を確認する
※ 「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法をこちらをご覧ください。

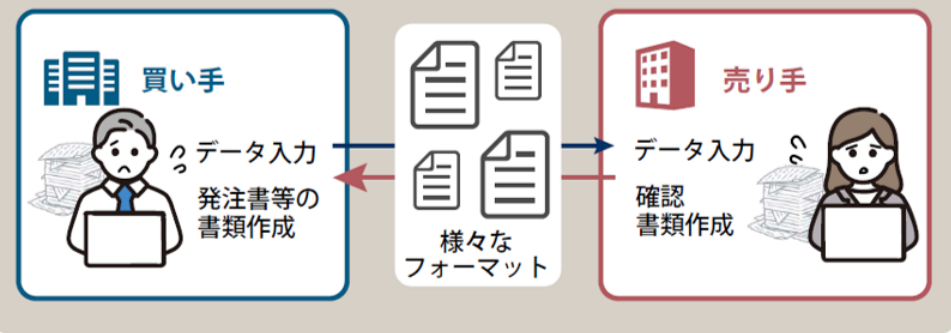
国税庁HP「Web-Tax-TV」▶



事業者の業務のデジタル化について

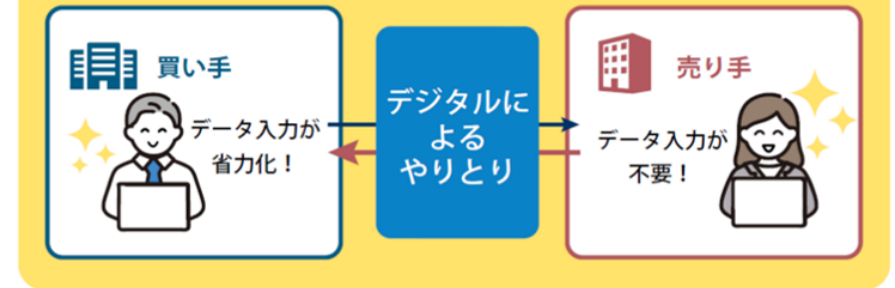
- ◆ 国税庁では、令和5年6月に公表した「税務行政の将来像2023」において、これまでの「納税者利便の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化」に取り組むことに加え、新たに「事業者のデジタル化促進」を後押ししていくこととしています。
- ◆ 税務手続のデジタル化だけでなく、日頃行う業務や事務処理もデジタル化されることにより、事業者の皆様において**正確性の向上**や**書類保存コストの低減**等といったメリットがあると考えています。
- ◆ 事業者の皆様におかれましては、インボイス制度や改正電子帳簿等保存制度（令和6年1月から適用）への対応もきっかけにしながら、業務や事務処理のデジタル化をご検討ください。

紙による事務処理の場合



- ・取引先毎にフォーマットが異なり、業務が煩雑
- ・転記ミス、入力ミス、書類の紛失等トラブルが発生

デジタル化による事務処理が実現した場合



- ・手作業が減って、煩雑な業務から解放！
- ・ミスが減って業務がスピードアップ！
- ・本来やるべき業務に集中して売上アップ！
- ・書類の保存コストが減少！

デジタル化のためには・・・

会計ソフトを導入し、スマホやスキャナによるデータ読み取りやデジタルインボイスの利活用が効果的です！

クラウド会計ソフト等

インターネットバンキング



スマホによる読み取り

デジタルインボイス（デジタル to デジタル）

自動の仕訳入力等に加えて、売手の請求から買手の支払処理、最終的な入金消込まで**一気通貫で自動化**！



(参考) クラウド会計ソフト導入による中小企業のDXの事例

- ◆ 創業70年の老舗豆腐屋が、クラウド会計の導入により、販売・経理等の事務処理に係る時間を年間600時間削減に成功（750時間→150時間／年）。
- ◆ 削減した時間を活用し、新規顧客の開拓と新商品開発に積極的に挑戦。

従来の記帳業務



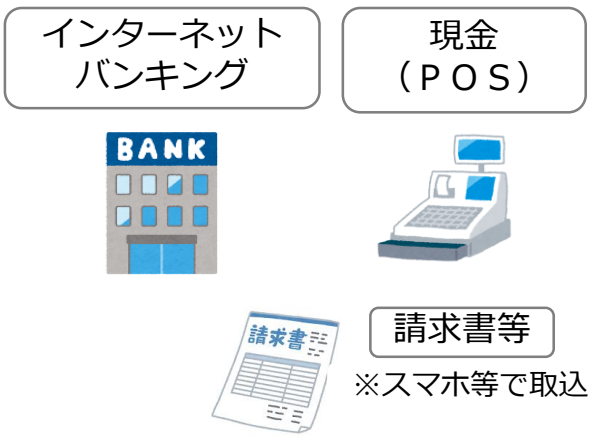
手作業で入力・修正



紙で保存



クラウド会計ソフトの導入後

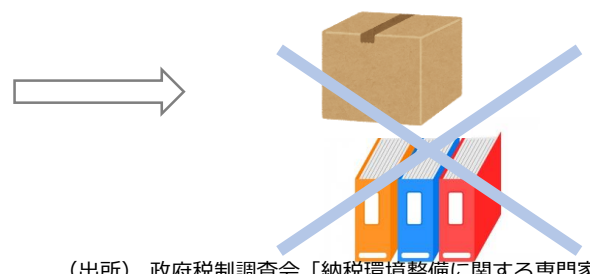


データを自動で
取込・仕訳

内容を確認、 事業の実態把握



電子帳簿保存法の改正で 紙での保存が不要に



(出所) 政府税制調査会「納税環境整備に関する専門家会合（令和2年10月7日）」
日本商工会議所等の説明資料に基づき作成

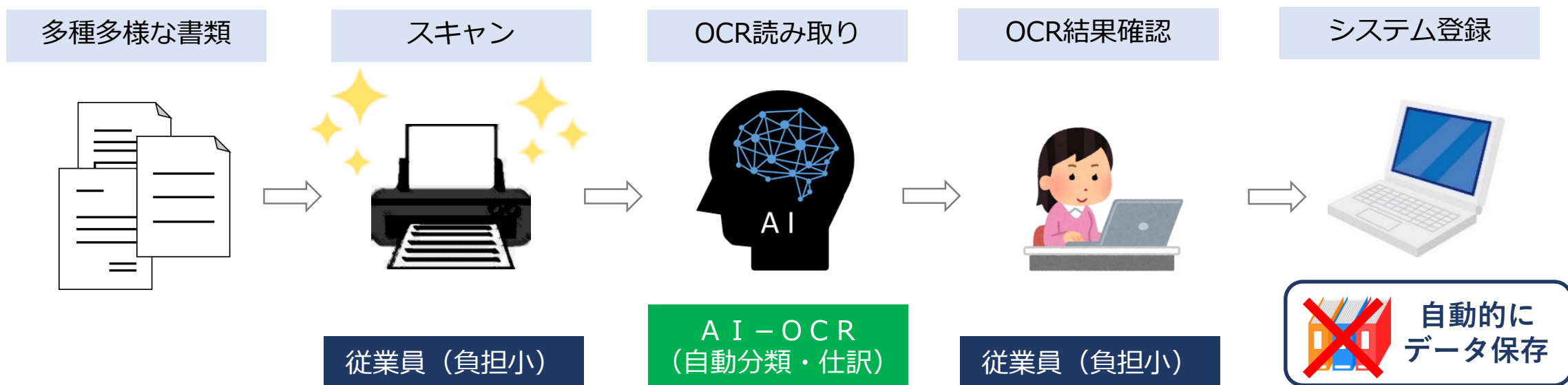
(参考) AI-OCRを活用した証憑管理ソフト導入による中小企業のDXの事例

- ◆ 老舗の工房が、AI-OCRを活用した証憑管理ソフトの導入により、経理等の事務処理に係る時間の大幅削減に成功。
- ◆ クラウド会計ソフトのため、さらに電子帳簿保存法への対応も完了（ペーパーレス化の推進）。

従来の経理処理



証憑管理ソフト導入後



電子帳簿等保存制度の普及・促進

- ◆ 電子帳簿等保存制度は、帳簿や国税関係書類の電子データによる保存を可能とする制度です。紙媒体ではなく、電子データによる保存が可能となることで、納税者の文書保存に係る負担軽減が図られます。
- ◆ 正確な記録やトレーサビリティが確保された会計帳簿の保存は、会計監査等における事後検証可能性の観点に加え、内部統制や対外的な信頼性確保の観点からも有用です。
- ◆ 電子帳簿等保存制度に対応して、帳簿や書類のデータ保存を進めることは、経理のデジタル化による書類保管コストの削減やバックオフィス連携の進展など、生産性の向上にもつながると期待されますので、事業者の皆様におかれましては、こうした観点からの対応をご検討ください。

帳簿等

① 自己が電子的に作成した帳簿や書類

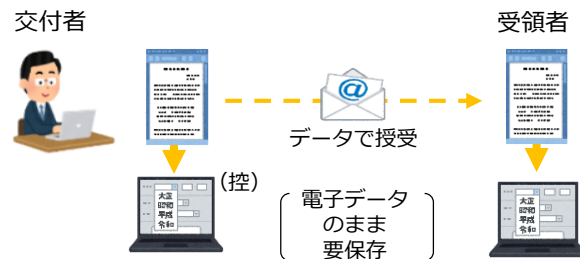
⇒ **電子データのまま保存できます（電子帳簿等保存）**



電子取引

③ 取引先から電子データで受け取った請求書・領収書
取引先へ 電子データで渡した請求書・領収書の控え等

⇒ **電子取引に該当し、電子データのまま保存いただくことになります**
(令和6年1月以降)



スキャナ

② 取引先から書面で受け取った請求書・領収書
取引先へ 書面で渡した請求書・領収書の控え等

⇒ **電子データ化して保存できます（スキャナ保存）**



★優良な電子帳簿の導入もご検討ください

一定の帳簿を優良な電子帳簿として保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税の割合が原則10%から5%に軽減されます（あらかじめ届出書を提出している必要があります。）。

★もっと詳しく知りたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」に掲載しています。



システム等の要件適合性に関する確認方法

市販のソフトウェア等に関する要件適合性の確認方法（JIIMA認証）



【納税者】

どの会計ソフトが要件を満たしているのかな？

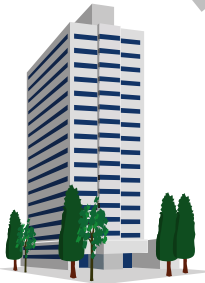
ソフトウェア等のパッケージや説明書のJIIMA認証マークをご確認ください。



(例)



④認証ソフトウェア等を販売



ソフトウェアベンダー

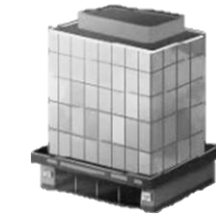
①法令上の要件確認を依頼



②要件適合を通知

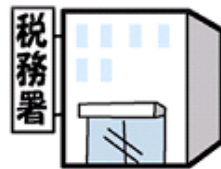


★認証マークの使用が可能に



(公社)日本文書情報
マネジメント協会
〔略称：JIIMA〕

③確認（認証）したソフトウェア等の情報を提供



認証ソフトの一覧はJIIMAや国税庁のHPに掲載しています。

国税庁HPの掲載場所
はこちら



紙の請求書からデジタルインボイス（Peppol e-invoice）へ～

紙の請求書

電子インボイス

デジタルインボイス
(Peppol e-invoice)

非標準仕様

非構造化
データ

非標準仕様

非構造化
データ

非標準仕様

構造化
データ

標準仕様

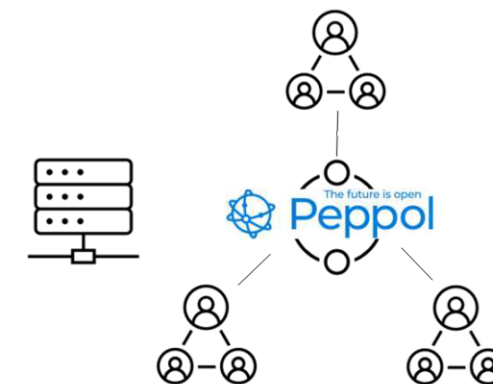
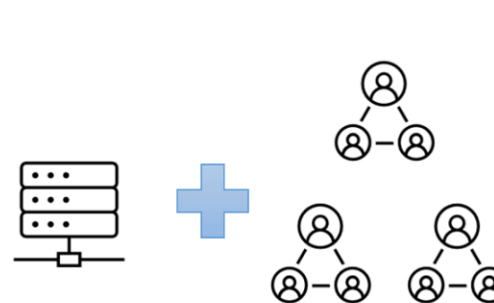
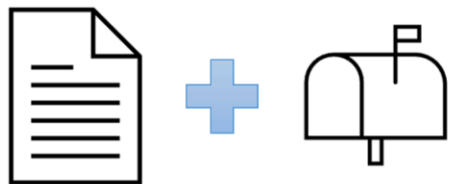
構造化
データ

- 請求書の印刷（紙の請求書）
- 印刷された請求書の郵送

- 紙の請求書のスキャン
- スキャンデータの自動処理

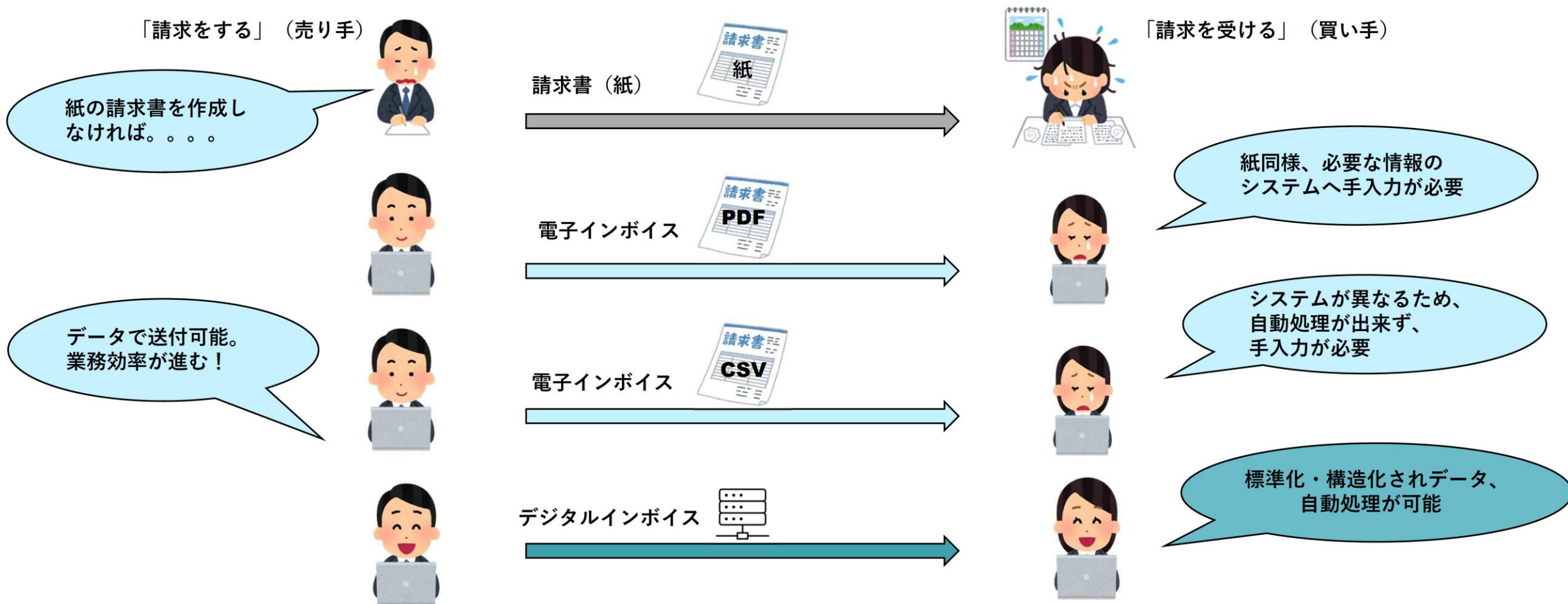
- 構造化データの送受信
- ただし、システムの差異により自動処理が困難

- 標準化された構造化データの送受信
- システムの差異を問わず、自動処理が可能



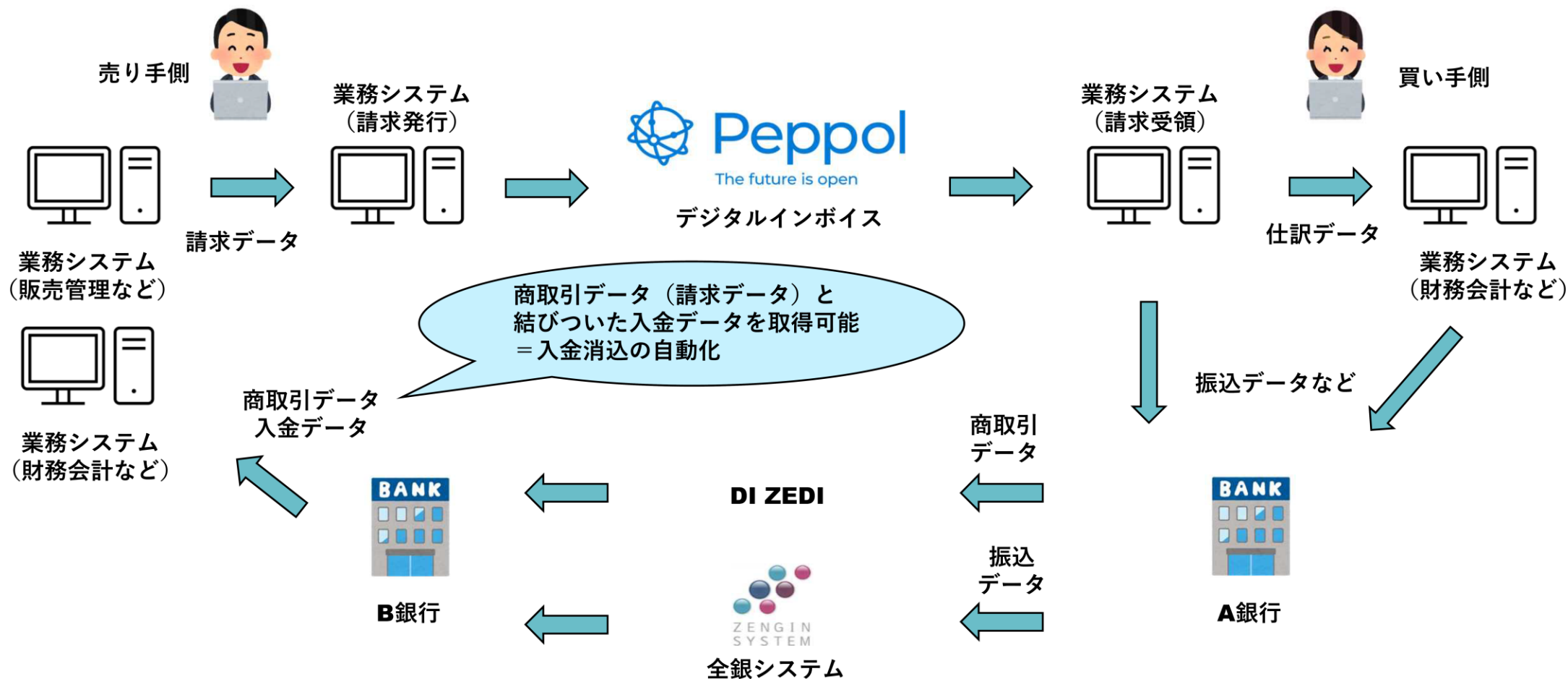
デジタルインボイスとは？

デジタルインボイスとは、請求情報（請求に係る情報）を、売り手のシステムから、買い手のシステムに対し、人を介することなく、直接データ連携し、自動処理される仕組み。その際、売り手・買い手のシステムの差異は問わない。



デジタルインボイスを活用した「自動処理」とは？

デジタルインボイスを活用した「自動処理」の恩恵は、「買い手」の効率化にとどまらない。例えば、「売り手」は、自らが提供した請求に係る情報を入金情報と結びつけたデータで受領することで、**入金消込の自動化**も実現可能。



E I P A 会員デジタルインボイス対応済みサービス一覧

- E I P A (デジタルインボイス推進協議会) サイトにおいて、Peppol ネットワークを通じたデジタルインボイスの発行・受領に「対応済」のサービス一覧が公表されております。

E I P A サイト
> 対応済みサービス一覧
> E I P A 会員デジタルインボイス対応済みサービス一覧▶



IT導入補助金等の活用

電子帳簿等保存制度やデジタルインボイスへ対応した会計ソフト等の導入に当たって、補助金を受けられる場合があります！

○ IT導入補助金

(サービス等生産性向上IT導入支援事業)

- ・ 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入費用を支援！
- ・ インボイス対応に活用可能！
安価なITツールの導入でも利用可能！
- ・ 補助額は最大450万円、補助率は1/2~4/5！



○ 小規模事業者持続化補助金

- ・ 小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援！
- ・ ソフトウェアや店舗改装、広告掲載などが補助の対象！
- ・ 補助額は最大200万円、補助率は2/3~3/4！



(注) 本内容は、令和5年度補正予算により措置された内容であり、今後、内容に変更が生じる場合があります。

税務行政のDXに関する施策の周知・広報

国税庁HPトップページ



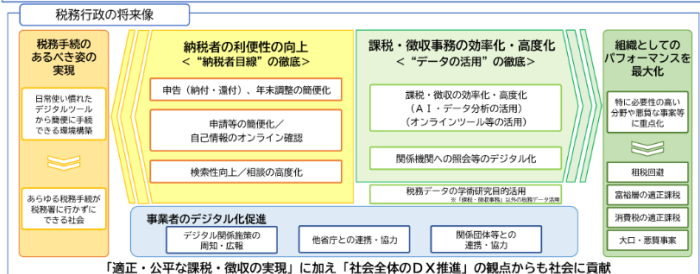
「税務行政のDX」特集ページ

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

1 「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2023－」

「税務行政の将来像2023」では、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化等」に、新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた3つの柱に基づいて施策を進めることとしています。

- ◆ 税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組みます。
- ◆ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。
- 国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献していきます。



- * 納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。
- * デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。
- * 将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2023－（令和5年6月23日）（PDF/3,927KB）

改定前の「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2.0－」はこちら

2 税務行政のDXに関する取組のご紹介

国税庁では、税務行政のDXを進めることで、納税者の皆様の利便性の向上を目指しています。納税者の皆様にぜひご利用いただきたい主なデジタル関係施策をご紹介します。



① このページの先頭へ

事業者のデジタル化促進関連ページ

事業者のデジタル化促進

1 業務や税務手続のデジタル化のメリット

税務手続のデジタル化と併せて、経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者の方が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となります。EDIやPeppolなどを活用して一貫したデジタル処理が実現することで、事業者の方の生産性の向上に加え、経営の高度化が期待されます。

ここでは、デジタル化による一貫した事務処理のイメージを紹介します。

2 税に関するデジタル関係施策のご紹介

国税庁では、納税者に直接関係する、税に関するデジタル関係施策について、網羅的で分かりやすい周知・広報に努めています。

「大企業」、「個人事業主」などといった納税者の属性に応じて周知・広報する施策をカスタマイズするなど、納税者が必要とする情報にアクセスしやすいページを作成し、事業者のデジタル化をサポートします。



「税に関するデジタル関係施策のご紹介」

PC用 (PDF/1,211KB)

スマートフォン用 (PDF/752KB)

ページの先頭へ

事業者の属性

（大企業・中小企業・個人事業主）

に応じたデジタル関係施策のページへのリンク

「税務行政のDX」特集

ページへの入口は

- ① バナー
 - ② 注目ワード
 - ③ 分野別メニュー
- の3箇所

DXに関する取組を集約（リンク）